

令和5年度 第1回松江市立図書館協議会 会議録

- ・ 日 時 令和6年2月8日(木) 14時00分～16時00分
- ・ 場 所 松江市総合文化センター2階 中会議室
- ・ 出席者(委員) 内田委員長、寺井委員、佐藤委員、内藤委員、池田委員
陰山委員、木内委員、青山委員、中澤委員、福島委員、金築委員
(アドバイザー) ライトハウスライブラリー 田中副施設長
(事務局) 小林中央図書館長(事務局長)、田中島根図書館長、
本多東出雲図書館長
吉野主幹、三島副主任
公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団 廣江図書館業務課長
(傍聴) 0人
- ・ 議題
(1) 第3次 松江市子どもの読書活動推進計画(案)について
- ・ 会議経過

1 開会

事務局(吉野): 2名の委員の方が少し遅れるとの連絡がありましたが、定刻になりましたので、令和5年度 第1回松江市立図書館協議会を開会したいと存じます。
初めに、中央図書館長小林からご挨拶申し上げます。

(陰山委員 入室)

2 中央図書館長挨拶

小林館長: 中央図書館長の小林です。本日は、お忙しいところ、令和5年度第1回松江市立図書館協議会にお出かけいただきありがとうございます。昨年は、東出雲図書館の移転、中央図書館のリニューアル、図書館システムの更新等があり、市立図書館の環境が大きく変わった1年でした。お陰様で、市立図書館全体の利用者が中央図書館リニューアル前の令和3年度(コロナ禍ではありましたが)より約2割増加している状況です。委員の皆様には、中央図書館リニューアルの際に、内覧会のご案内をいたしましたところ、多数ご出席いただきありがとうございました。

さて、本日は、第3次松江市子どもの読書活動推進計画案について、委員の皆様のご意見をいただきたく、今日付けで、内田委員長様宛、諮問書を提出し

たところですが、皆様には、事前に計画案の概要と本編をお送りさせていただきましたが、本編の送付が直近になりましたこと申し訳ございませんでした。本日は、皆様の忌憚のないご意見を頂戴し、計画案に反映させたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（吉野）：まずは資料の確認をさせていただきます。次第、出席者名簿、資料①、追加意見報告書、3月の第2回委員会の都合をお伺いする用紙、第3次概要版案、第3次計画案、第2次計画をお配りしております。皆様よろしいでしょうか。

令和5年度の協議会委員の皆様のご紹介につきましては、お配りしております名簿をご覧ください。PTA役員交代に伴い、藤原委員に代わり令和5年7月より福島委員に委員をお願いしております。本日は、予定では欠席はございませんので11名のご参加ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会の議題が、「第3次松江市子どもの読書活動推進計画（案）について」であり、計画案の中で、読書バリアフリーに関係するところがありますので、アドバイザーとして社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスライブラリーの田中康太郎副施設長に出席いただいております。田中副施設長様よろしくお願いいたします。

各館の館長並びに財団、及び事務局職員につきましては、名簿のとおりでございます。

なお、佐藤委員におかれましては、本日この後、所用があるとのことですので、15時で退席されます。あらかじめご了承ください。

議事に入ります前に、お知らせいたします。本日の協議会につきましては公開とし、松江市情報公開条例に基づく審議会等の会議の公開に関し、会議録の確定は、会議録案作成後、委員長の承認により確定するものとさせていただきますこと申し添えます。

それではこれより議事に入りますが、協議会規則にのっとり、委員長が議長となりますので、内田委員長に一言ご挨拶をいただきまして、以降、議事進行をお願いいたします。

内田委員長：皆さま、こんにちは。お忙しいところ、今日は予定では全員出席だそうで、私も何年も出席させていただいておりますけれども、全員出席は珍しいのではないかと思います。松江市立図書館の運営に関して館長から諮問をうけて意見を申し述べるという会ですが、今回は普段とちがい、文書で委員会の方に諮問するといいただいております。今回は普段と違い、運営ではなくて、作成中の第3次子ども読書推進計画について、皆様からのご意見をいただきたいとの趣旨ですので、なかなか難しいことかもしれませんが、いろんな意見を出していただ

ければと思いますので、よろしく申し上げます。

3. 議題

議題（１）①

内田委員長：それでは、議題（１）①について事務局から説明願います。

小林館長：資料③というのが今回お諮りする第3次計画案でございます。資料②は第2次計画の1枚めくったところにある概要図、これを資料②とさせていただきます。それでは私から、議題（１）①について説明いたします。資料①をご覧ください。第3次計画の策定について、趣旨は、平成13年に施行した子どもの読書活動を推進するための法律「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「松江市子どもの読書活動推進計画」を策定するものです。経過といたしましては、平成20年に第1次計画を、平成29年に第2次計画を策定し、今回、令和6年4月からの第3次計画について、皆様にお諮りするものです。現在、第2次計画期間中ですが、本来、5年で終わる計画でしたが、2年ほど期間を延長しております。基本方針として『感性を育てる「読みのくに」松江』をテーマに、子どもの成長段階にあわせた読書活動を積み上げていくということで、「読書活動の機会の充実と啓発」、「読書環境の整備」、「子どもの読書活動を支える人材の育成」を3つの柱と右のほうの推進体制で計画を進めてきたところです。

（寺井委員入室）

推進体制の中心となるのが市立図書館で、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校で、様々な取り組みをしております。今回は、第2次の成果や課題を踏まえまして、第3次の計画を策定するものです。これまでの作業ですが、2年前の図書館協議会で1回、ご意見を頂戴しております。ただ、2年前でして、コロナ禍や学校での一人1台タブレット配布など、さまざまに環境が変わってきておりますので、内容を見直し、案として作っております。子どもの読書に関するアンケートを令和4年12月に実施いたしました。学校の一人1台タブレットを活用し、市立小中高だけではなく、市内の私立学校や県立学校、高専も含め、小5、中2、高2を対象に調査を実施しております。第3次計画案の中にも、アンケート結果を掲載しておりますのでご確認をお願いします。この1月に第3次計画案を作成しまして、今回、お諮りするものです。今後のスケジュールですが、今日意見を聴取いたしまして、案を修正します。そして、修正した物

をパブリックコメント、2月下旬～3月中下旬を予定しておりますが、市民の皆様のご意見をとりいれたうえで、最終案を作成し、もう1回、第2回図書館協議会を3月下旬に開催して、最終形とする形で進めさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

内田委員長：第3次計画について概要の説明をいただきました。2年前にこの協議会にかけた案が、コロナ禍等を経て変わったのでさらに修正して、今回の案になっているということでしょうか。

小林館長：その通りです。

内田委員長：2年前のことなので、各委員さん改めてになるかもしれないが、意見をいただきたいとのことです。①について、ここまでの説明をうけてご質問等いただきたいと思っております。

各委員：(意見なし)

議題(1)②

内田委員長：では続いて、議題(1)②について説明願います。

小林館長：資料③をご覧ください。少し時間がかかりますが、丁寧に説明させていただきます。1ページ、「I 第3次計画策定にあたって」、「1 計画策定の趣旨」ですが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年に「松江市子ども読書活動推進計画」を、平成29年には「第2次松江市子どもの読書活動推進計画」(以下「第2次計画」)を策定しています。第2次計画策定以降の動きとして、国においては、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の制定、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」の策定等を通じ、子どもの読書環境整備が進められています。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や「GIGAスクール構想」による学校のICT環境の整備等、子どもたちの読書を取り巻く環境が大きく変化しました。本市においては、松江市立中央図書館をリニューアルするとともに、学校図書館に新たな機能を付加した学びの空間「ラーニングコモンズ」の整備も進めています。ラーニングコモンズについては、12月の山陰中央新報でも、来年度整備される損屋小学校の記事が載っていました。後で少し詳しく説明致します。こうした様々な

社会情勢や環境の変化を踏まえ、そして、第2次計画期間中の成果・課題を検証しつつ、「第3次松江市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

「2 計画の目的」「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とあります。本計画では、この理念に沿って、松江市の子どもの読書活動を推進することを目的とします。

「3 計画の位置づけ」についてですが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づくものです。策定義務のあるものではなく、努力義務ですが、島根県も策定しており、松江市も策定するものです。「松江市総合計画」「松江市教育大綱」「松江市子ども・子育て支援事業計画」を受けて、具体的に実行する計画です。

本計画の対象は、概ね18歳以下のすべての子どもと、保護者をはじめ子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関です。

計画の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間です。

「6 計画とSDGs」ですが、SDGs（持続可能な開発目標）とは、国際社会における2030年までの開発目標です。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の目標で構成されています。子どもの読書環境整備には、次の6つの目標が関わると考えます。

「7 推進体制」ですが、本計画の推進にあたっては、家庭、地域、行政、関係機関等が一体となって取り組みます。市立図書館がその中心的役割を果たします。

つづいて、3ページ「Ⅱ 子どもの読書活動の現状と課題」です。「1 子どもの読書活動を取り巻く状況」の「(1) 国・県の動向」です。国においては、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年に「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。令和元年には、「読書バリアフリー法」が制定され、障がいによって読書が困難な人の読書環境の整備が進められています。また、同年には、児童生徒1人1台端末等の整備により個別最適化された創造性を育む教育を実現するための「GIGAスクール構想」の方針が打ち出され、急速に整備が進んでいます。令和5年3月に策定された国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本方針に「不読率の低減」「多様な子どもたちへの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進するとの方針が示されました。

県においては、平成 16 年 3 月に「島根県子ども読書活動推進計画」を策定、平成 21 年には「子ども読書県しまね」を標榜し、子どもの読書活動推進に取り組んできました。平成 31 年 3 月には「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」ことを目指し、「第 4 次島根県子ども読書推進計画」を策定し、「子どもと本をつなぐ活動の充実を図る」「子どもの読書を支える人を育てる」「全ての子どもに読書を保障する環境を整える」の 3 点を基本目標に施策を展開しています。令和 6 年 4 月から第 5 次計画がスタートします。先般までパブリックコメントをされていましたが、第 5 次計画においても、目指す方向性、基本目標は第 4 次を継承し、ICT の適切な活用と多様な子どもたちへの読書機会の確保を重点的に取り組む事項に入れて子どもの読書活動推進を図るとしています。まだ策定はされていないので、県の計画については 4 月以降に情報をご確認ください。

「(2) 松江市の子どもの読書活動の実態」ですが、令和 4 年 12 月に、市内の小学校（義務教育学校）5 年生、中学校 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高等学校（高等専門学校）2 年生を対象に、読書に関するアンケート調査を実施しました。4 ページ以降に、代表的なアンケート結果を掲載しておりますが、3 ページ①に記載していますような結果ができました。

① 1 か月に 1 冊は本を読んでいる児童・生徒の割合は、小学生 96%、中学生 85%、高校生 59%で、年代が上がるにつれ、減少している。

② 本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」な児童・生徒の割合は、小学生 74%、中学生 73%、高校生 75%で概ね同じ割合。高校生は、読書好きであるにもかかわらず、多忙であったり、読書以外の楽しみを優先した結果、読書をしない生徒の割合が高くなっている。

③ 本を読むことが好きになったきっかけは、「家に本があった」「わからない(なんとなく)」「本屋さんや図書館に連れて行ってもらった」「読み聞かせをしてもらった」の順が多い。

④ 電子書籍による読書については、どの年代もまだ普及しておらず、読んでいる児童・生徒は少ない。という傾向ができました。グラフについては後程ご覧ください。

つづいて 5 ページ、「2 第 2 次計画期間中の取組と成果・課題」の (1) ① 家庭における読書活動推進についてです。乳幼児健診時に、保護者を対象とした読み聞かせの啓発と年齢別「読み聞かせガイド」の配布を通じた選書支援を継続するとともに、令和 4 年からは、新たに 4 か月児健診時に絵本の配布と読み聞かせの実演を行うブックスタート事業を通して、家庭において絵本に親しむ習慣づくりと、保護者へ「絵本をとおして親子が触れ合うことの大切さ」の理解促進を図りました。ブックスタートについては、所管が図書館ではありません

んが、市立図書館の司書を派遣して啓発を行っております。本を1冊プレゼントすると、保護者が本当に嬉しそうに帰って行かれますし、読み聞かせの大切さを感じてもらえるととても良い事業だと思っています。

「②地域における読書活動推進」についてです。公民館や放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」)、放課後子ども教室での読み聞かせを促進するため、また子育て支援センタースタッフのスキル向上を図るため、読み聞かせの意義やスキルを学ぶ研修を行いました。

また、移動図書館車を図書館へアクセスしにくい地域を中心に巡回させるとともに、児童クラブに中央図書館からの配本を行い、地域において子どもが本に親しめる機会の向上を図りました。配本は、大きなボックスに50冊、絵本や児童書が入っており、それを施設に持っていきます。1か月に1回、ボックスを交換する形で本を届けるという事業です。

「③幼稚園・保育所における読書活動推進」についてです。保育士や幼稚園教諭を対象にした読み聞かせや選書等に関する研修を実施するとともに、パネルシアターや大型絵本を整備、活用を進め、就学前の読書習慣の基礎づくりをしました。幼稚園・保育所に移動図書館車の巡回や中央図書館からの配本を行い、より多くの本に触れる機会を提供しました。また、ボランティアの協力により、ストーリーテリングを実施し、子どもと本を結びつけました。ストーリーテリングとは、本を使わずに語りで物語を届けるというもので、市立図書館では9つのボランティアグループがあり、小中学校等に出かけ、ストーリーテリングでお話を届ける活動をしております。

「④学校における読書活動推進」です。小学校、中学校、義務教育学校において、司書教諭、学校司書等が地域ボランティアの協力を得て、児童、生徒が利用しやすい学校図書館の環境整備を行うとともに、学校図書館が担う読書、学習、情報のセンター機能を充実させ、授業での活用も増加しています。また、ボランティアの協力を得ながら実施している読み聞かせやストーリーテリングに加え、平成30年度からは、新たに、読書週間に合わせ、給食のメニューに本の中に登場する料理を提供する「おはなし給食」を実施するなど、子どもたちの読書への関心を高める取組みを行いました。学校図書館支援センターが司書教諭や学校司書等を対象とした研修や情報共有などきめ細やかな支援を行い、学校図書館を活用した読書活動や学ぶ意欲を育てる探究的な学習の実践に取り組みました。

発達・教育相談支援センター(エスコ)では、読みに困難さがある児童生徒が、文字への親しみや情報の活用への意欲を向上できるように、タブレットの貸出を行いました。タブレットの貸出を通して、文字への親しみや情報の活用への意欲が見られる子どももいます。

「⑤市立図書館が行った読書活動推進」です。読書活動推進としては、司書が子どもの年齢に合わせて選書した貸出用絵本セット「こそだてえんむすびぶっく」を充実させるとともに、年齢別のお薦め本を紹介するブックリストを配布しました。館内においては、絵本の読み聞かせやストーリーテリングのおはなし会を開催、また、市内幼稚(保)園、小・中・義務教育学校へストーリーテリングの語り手を派遣する「お話出前」も積極的に実施しました。「お話出前」は17年目となり、多くの子どもたちが豊かな「お話」の世界に触れる機会を提供しています。平成30年度からは、新たに、読書週間に合わせ、小・中・義務教育学校において、給食のメニューに本の中に登場する料理を提供する「おはなし給食」を企画し、食育と読書活動推進の両方を行う事業を行いました。また、中央図書館や島根図書館では、開館時間を夜間延長し、特別な企画で図書館を楽しんでもらうイベント「よるの図書館」を実施し、多くの親子連れでにぎわいました。こうした様々な企画を通して、子ども、保護者の読書への関心を高めました。「イ）環境整備」ですが、令和5年は、東出雲図書館の新築移転、中央図書館のリニューアルによって、より利用しやすい図書館となりました。

東出雲図書館は、東出雲複合施設内に設置し、図書館と子育て支援センターの同居により、両施設がイベント等において連携強化が期待できます。

中央図書館は、授乳室、お話会専用の「おはなしのへや」、学習室、カフェ、カフェの飲み物を持ち込めるブラウジングコーナー、持ち込み飲食が可能な2階ロビー・テラス、バリアフリー図書を大幅に充実させたバリアフリー図書コーナーとバリアフリー相談窓口を新設し、より親しみやすい施設に生まれ変わりました。また、リニューアルに合わせて、図書館システム改修により、蔵書検索機能の向上、中央・東出雲図書館にはセルフ貸出機を設置、スマートフォン利用者カードの利用開始、イオン松江ショッピングセンター内に予約本受取ロッカーを導入する等、利便性が大きく向上しました。また、移動図書館車を図書館へアクセスしにくい地域を中心に巡回させるとともに、児童クラブや幼稚(保)園等へ中央図書館の本を配本し、多くの市民に図書館サービスを提供しました。令和4年度から5年度上半期の、施設の改修による中央図書館の休館期間においても、市民活動センターでの絵本や児童書等の貸出し、ショッピングセンターでの予約本受け取りサービスや移動図書館車巡回などを実施し、継続的な読書活動が出来るよう取り組みました。

「ウ）人材育成」です。子育て支援センタースタッフを対象にした読み聞かせと選書のポイント、絵本の修理方法などの研修、市内幼稚(保)園、小・中・義務教育学校で実施する「お話出前」の語り手ボランティアを対象にしたスキルアップ講座や新たなボランティアの養成講座を実施し、子どもの読書活動推進において重要な役割を果たす人材の育成を行いました。

「工）普及啓発」です。読書週間には、SNS等で読書推進を広報するとともに、期間中に学校において「お話給食」を実施するなど、集中的に普及啓発を行いました。その下に、第2次計画の各担当課が立てた数値目標と達成状況を載せております。令和4年度の実績なのですが、コロナ禍があり、目標に達していないところがある状況です。

続いて「(2) 成果と課題」ですが、読書に関するアンケート調査の結果、松江市の子どもの不読率が、全国調査と比較して低い傾向にあることがわかりますが、第2次計画期間中の取組の成果であるとも言えます。課題としては、不読率が高い高校生世代への対応、電子書籍等デジタル社会に対応した読書方法の検討、読書に困難を抱える子どもへの対応の強化等があります。また、子どもを含めた市民全体の読書活動を推進することで、子どもを取り巻く読書環境がよりよいものとなるため、今後は、市民全体への啓発を行うことが重要と考えます。不読率の比較を載せております。対象と実施期間が若干違っておりますので、厳密に比較したものではないのですが、全国に比べ、松江市の方が不読率が低いという結果が出ています。

「Ⅲ 第3次計画の取組」です。「1 計画の目標」。すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備し、「読書に親しむ子ども」を増やします。また、計画の成果を計る指標として、数値目標を設定します。第2次の場合、計画全体を計る目標を設定しておらず、個々の取組みに対して目標を設定しておりました。今回はこの計画全体の成果を図るために、2つの目標を設定しました。1つは不読率です。各年齢別に目標値を設定しております。目標については、国が掲げた目標値でして、国も達成していません。次に、読書が好きな児童・生徒の割合です。令和4年度のアンケートによると各年齢ともに約75%程度、「読書が好き」「どちらかといえば好き」と答えています。ただ、高校生は忙しかったり、他に興味があったりして、いったん読書から離れているのではないかと思います。なので、決して高校生は読書が嫌いなわけではない、ということがわかりました。それを好きな児童・生徒の割合として松江市独自の目標ですが、80%と設定したいと考えております。

続いて「2 取組方針」です。取組み方針としては4つ掲げております。

「(1) 不読率の低減」。就学前からの読み聞かせの促進や学校における探究的な学習活動での図書館の活用促進、「読書週間」等による啓発の強化を図ります。

「(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保」令和元年に施行された「読書バリアフリー法」を踏まえ、障がいのある子ども、外国にルーツがある子どもなど、多様な子どもに読書機会を提供するための環境を整備します。「(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備」国のGIGAスクール構想による学校のICT環境

の整備等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、市立図書館の電子書籍サービス導入の検討、学校でのタブレットによる読書支援の検討、視覚障がい者等向け音声データの提供、図書館システムの利便性の向上などデジタル化を図ります。「(4) 子どもの読書活動を支える人材の育成」です。保護者への啓発、教職員、保育士、ボランティアへの研修提供により人材育成を図ります。第2次と異なっている点は、(2)と(3)です。国も同じような点を重点的に掲げております。松江市も同様に方針に盛り込みたいと思っております。

「3 取組内容」です。子どもが、成長段階にあわせて4つの読書活動を積み上げていけるよう、市立図書館が核となり、家庭・地域、幼稚園・保育所、学校等が連携し施策を展開します。読書活動の積み上げについては、第1段階から第4段階まで、第2次計画と同じですが、読書活動を積み上げていけるように、推進をしてまいりたいと思っています。10、11ページは後程お読みください。

12ページからは具体的な取り組み内容に入ります。

「ア 「家庭・地域」での読書活動推進」。子どもの読書習慣は、家庭において絵本を介して、楽しい時間を共有することから始まります。読み聞かせによって本に親しむようになる乳幼児期から、一人で読書ができるようになる年代まで、保護者が読書に関心を持ち、家庭内で本を読む習慣を形成することが大切です。子どもが家庭生活の中で、また、公民館や児童クラブなど地域において読書に親しむことができるよう取組を行います。

《読書推進》①保護者への啓発、情報提供。市立図書館が作成する、年齢別のお薦め本を紹介するブックリストを、市立図書館内、乳幼児健診会場で配布し、保護者への啓発と選書の支援を行います。②ブックスタート支援。4か月児健診時に、絵本を1冊プレゼントするとともに読み聞かせの実演を行うことにより、絵本を介して赤ちゃんと保護者がふれあう機会を提供します。③地域での読み聞かせ、お話会等の実施。公民館、子育て支援センターでの読み聞かせやお話会を実施します。

つぎに《環境整備》です。①移動図書館車の巡回、配本。公共図書館にアクセスしにくい地域の公民館、子育て支援センターへ移動図書館車を巡回するとともに、児童クラブに市立図書館の図書の配本を実施します。②公民館等の絵本等の充実。公民館、子育て支援センターの絵本等を充実、貸出を実施します。

つぎに《人材育成》です。①関係機関の職員研修。児童クラブ・放課後子ども教室スタッフ、子育て支援センター職員を対象とした読み聞かせ等の講座を実施します。

つづいて「イ 「幼稚園・保育所」での読書活動推進」です。体験や対話を

通して豊かな感性とともに話し言葉を習得していく乳幼児期においては、保護者や保育者が子どもと絵本を通して豊かな対話をする、成長に合わせて継続的に読み聞かせを行うことが重要であることから、保護者や保育者による読み聞かせの機会を増やす取組を行います。

《読書推進》です。①読み聞かせ、お話会等の実施。幼稚園・保育所では、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリングのお話会などを実施するとともに、保護者や保育者へお薦めの絵本を紹介するなど情報発信を行うことで、子どもが本に親しむ機会を創出します。②特別支援が必要な幼児のサポート。週に1回の通級指導の機会を通して、個別に興味関心に基づいた絵本に親しむ機会を創出します。

《環境整備》です。①絵本・紙芝居の充実。幼稚園・保育所の絵本や紙芝居を充実するとともに、保護者に絵本を貸出し、家庭での読書を促します。②移動図書館車の巡回、配本。公共図書館にアクセスしにくい地域の幼稚園・保育所への移動図書館車の巡回、市立図書館からの配本により読書機会を確保します。③保育所での読書活動推進。乳幼児が多くの時間を過ごす保育所における読書活動は、子どもの成長に大切です。保育所と市立図書館が連携し、保育所における読書活動について取組方法等を検討します。この③につきましては、市立図書館のサービスが直接届いている保育所については、様子がわかるのですが、届いていない保育所については、その保育所の取り組み状況がわからないので、そのあたりも調べて、市立図書館で協力できることがあるか、調査をしながらできることを探すという取り組みもすすめていきます。

《人材育成》です。①幼稚園教諭、保育士の研修。幼稚園教諭、保育士への読み聞かせ等の研修を実施し、スキルアップを図ります。

つづいて、「ウ 学校での読書活動の推進」です。学校は、子どもの読書習慣の定着を目指し、言葉を学び、感性や表現力、想像力を高めるすべての学習の基礎となる言語力を培う場として、大きな役割を担っています。学校図書館は、「読書センター」として読む力の育成、人間性の涵養、「学習センター」「情報センター」として、子どもが課題解決のために情報を収集し整理・分析し表現する探究的な学習を行う機能を持ち、学校教育の中核的な役割を担っています。これらの機能に、交流センターの機能を兼ね備えた空間「ラーニングコモンズ」を整備し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する新しい学びの場として活用を図ってまいります。学校図書館活用教育や利用しやすい学校図書館づくり、読み聞かせやストーリーテリングなどを通して、子どもが主体的に、意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを進めます。

《読書推進》の取組です。①児童・生徒への読書活動の啓発。読書機会の充実を図り、児童・生徒の視点に立った読書活動の推進を行います。拡充と新規

のものには下線を引いております。②読み聞かせ、ストーリーテリング、おはなし給食等の実施。【拡充】ボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリング、本に登場する食べ物を給食の献立で提供する“おはなし給食”等に加え、新たに、お薦めの本の面白さについて語る「ブックトーク出前」を実施し、子どもと読書を結びつけます。③タブレットによる読書支援の検討【新規】。本市では、GIGA スクール構想により、1人1台タブレットの整備、通信ネットワーク環境の整備を行いました。今後、タブレットで電子書籍が読める環境づくりについて検討します。

《環境整備》①学校司書配置、ボランティア活用。全市立すべての小・中学校、義務教育学校に学校司書を配置するとともに、司書教諭の発令を行い、児童・生徒が利用しやすい学校図書館の整備や探求的な学びを実践します。また、読み聞かせやストーリーテリング等のボランティアを活用し、読書活動を推進します。②学校図書館活用教育の推進。豊かな心を育てる読書活動や主体的・対話的で深い学びを展開する学習の実践を進めるために、学校図書館を活用した授業に取り組みます。市立図書館に学校図書館支援図書を整備しております。中央図書館には学校図書館支援センターの職員が常駐しており、学校への貸出を行うことで、学校図書館活用教育を支援します。③書籍の充実。学校図書館の図書を充実させるとともに、公共図書館にアクセスしにくい地域の学校を中心に移動図書館車を巡回し、より多くの図書に触れることのできる環境をつくれます。④物流システムによる図書の相互活用。市立図書館の学校図書館支援図書及び各学校の図書を業者委託により効率的に相互配送できる「物流システム」の仕組みにより、授業に使用する図書等の相互配送が容易にできます。図書を活用した教育を進めるために、市立図書館や各学校が所蔵する図書を有効に活用します。⑤ラーニングコモنزの活用【新規】。令和6年度、「ラーニングコモنز」を小学校1校に設けます。ラーニングコモنزは、従来の学校図書館が担う読書センター、学習センター、情報センターの3つの機能に、クラスや学年を超えた居場所としての交流センター機能を加えたスペースで、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現する新しい学びの場として期待できます。このラーニングコモنزのもつ機能を生かした取組を他校へ広め、児童生徒の学びを軸にした授業改善につなげていきます。⑥特別支援が必要な児童・生徒のサポート。文字の読みに困難さがある児童生徒に対し、音声読みあげ教科書（デイジー教科用図書）の貸出を実施します。

《人材育成》です。①教員研修。教員等を対象に、学校図書館活用教育研修を実施します。②司書教諭、学校司書研修。学校司書の学校図書館運営研修、学校図書館授業活用のための研修や、司書教諭のスキルアップ研修等を実施する他、新規学校司書配置校への学校図書館支援センタースタッフの訪問支援を

行うなど人材育成を図ります。

最後に、「工 計画の中核を担う「市立図書館」の取組です。図書館は、子どもの読書活動推進の中核を担う施設です。図書館内での読書環境の整備、資料の充実に努めるとともに、全市にわたる子どもの読書活動を推進していくために、関連施設や団体との連携を深め、支援をしていきます。また、子どもの読書活動推進に関する啓発と広報に主体的に取り組めます。

《読書推進》です。①年齢に合わせた図書の紹介・貸出。年齢に合わせたお薦め本のブックリストを作成し、館内に設置するとともに、乳幼児健診時等に配布し情報提供を図ります。また、司書が子どもの年齢に合わせて選書した絵本セット「こそだてえんむすびぶっく」を整備し、保護者の選書をサポートします。②読み聞かせ、ストーリーテリングの実施。年齢に合わせた読み聞かせやストーリーテリングのお話を定期的開催し、子どもと読書をつなげます。③中・高校生に向けたお薦め本のブックリストを作成し、館内に設置するとともに、市内の学校に配布します。また、中央図書館内に専用の学習室を設置以降、中・高校生の来館者が増えている状況から、学習室利用者を図書館利用につなげる取組について検討します。④イベントの実施【拡充】です。新たに「こども落語会」を実施するとともに、好評を得てきた“よるの図書館”をプラバホールとの連携によって魅力向上を図るなどイベントを充実させ、図書館の来館者増加につなげます。プラバホールについては、今年の4月にリニューアルオープンします。施設の指定管理者が、図書館の業務委託先と同じ松江市・スポーツ文化振興財団となりますので、連携を図り、来館者の増加を図っていきたいと思っています。

《環境整備》です。①書籍の充実・移動図書館車の巡回・配本。館内の蔵書を充実するとともに、公共図書館にアクセスしにくい地域への移動図書館車の巡回、幼稚園・保育所、児童クラブ等への配本を行うことで、子どもの読書環境の整備を行います。②学校図書館支援。市立図書館において、学校図書館支援図書を整備し学校へ貸出、また、中央図書館内に学校図書館支援センター職員が常駐することで、学校図書館活用教育を支援します。また、支援の一環として、中央図書館内に、司書教諭や学校司書向けの資料を配架した学校図書館支援コーナーを設置します。③図書館システムの利便性向上。令和5年9月より新図書館システムを導入し、蔵書検索機能の向上、セルフ貸出機、スマートフォン利用者カード、館外予約本受取ロッカーなどの導入等利便性向上を図りました。今後、利用者の意見を聞きながらシステムの更なる機能アップを図ります。④電子書籍の導入の検討【新規】。デジタル社会に対応し、いつでも、どこでも本が読める環境を整備するため、電子書籍の導入を検討します。検討にあたっては、学校の児童・生徒の1人1台タブレットの活用等も考慮します。

⑤バリアフリー図書の充実。令和5年に、中央図書館のカウンター正面の一番目立つ場所にバリアフリー図書のコーナーを設置しました。今後、大活字本、録音図書、点字図書等を充実させます。⑥バリアフリー相談窓口の設置【新規】。中央図書館がリニューアルオープンしたのを機に、読書に困難を感じる人のための相談窓口を設けました。司書が、個々の利用者に応じた読書方法をともに考え、視覚障がい者等の読書を支援するライトハウ斯拉イブラリーとの連携を図り、相談・情報提供・貸出支援を行います。ライトハウ斯拉イブラリーとは2～3年前から徐々に連携を図っておりまして、読書バリアフリー図書については、1館では全て揃えられるものではありませんので、連携を取りながら、相談窓口に来られた方をライトハウ斯拉イブラリーにつなぐなど、今後もより連携を図っていきたいと思っております。⑦多言語の絵本の充実。外国にルーツのある子どもなどに向けた多言語の絵本を充実します。外国にルーツのある子どももそうでない子どもも一緒に楽しめる、多言語おはなし会の開催も検討し、異なる言語、文化への関心を高めます。⑧誰もが気軽に利用できる図書館づくり。昨年、市立図書館各館で、コンセプトを決めましたので、そのコンセプトのもと、各館が利用しやすい図書館を目指します。中央図書館においては、令和5年10月のリニューアルにより、より利用しやすくなった図書館をPRし、利用促進を図ります。

《人材育成》①図書館・関係機関の職員研修。図書館を取り巻く環境は目まぐるしく変化しているため、時宜に応じた図書館職員の研修を実施します。また、図書館司書を講師とし、オンライン研修を含め、関係機関職員の読書に関する研修を実施します。②ボランティア育成。読み聞かせやストーリーテリングのボランティアのスキルアップのための講座を実施します。

《普及啓発》。①読書週間等による啓発【拡充】。春の子どもの読書週間、秋の読書週間を捉え、情報発信、イベントの実施等により、市民全体に読書活動推進を啓発します。

《本計画の推進》①本計画の推進・点検・検証。市の関係部署で構成する庁内会議において、進捗状況を把握するとともに、成果や課題の検証を行い、施策の推進や改善を図っていきます。

17ページ「IV 進捗管理」です。「1 計画の進捗管理」。第3次計画の進捗管理については、市の関係部署で構成する庁内会議において、施策の進捗状況を把握するとともに、施策の成果や課題の検証を行い、施策の推進や改善を図っていきます。計画全体の進捗については、「不読率」と「読書が好きな児童・生徒の割合」を指標とし、その推移を計ることにより管理します。そして、具体的な取組のうちのいくつかをピックアップし、個々に指標と目標値を設定し、毎年度、実績値を調査することにより、進捗管理を行います。そのうえで、必

要に応じ、取組の見直し、目標値の見直し等を実施します。(2)の方が具体的な取組の指標と目標値です。ご一読ください。

19ページ以降は資料編です。19ページからは令和4年度に行ったアンケート調査の結果です。これまでこのように全市でアンケートを行ったことがなかったのですが、タブレットが入ったということで、学校に協力をお願いして実施できたものです。松江市の子ども読書の実態が少しわかったかと思います。

25ページに、第2次計画期間中におこなった取組を記載しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

29ページからはデータ一覧ということで掲載しております。先日お送りした計画案から、一部、(1)の中のおはなし会の参加人数等が間違っておりますので、訂正しております。本日お配りした物をご覧くださいと思います。

以上、早口でしたが説明は以上です。

内田委員長：大変詳しくご説明いただきありがとうございます。子どもの読書計画ですので、子どもにかかわる機関が重要な主体となる。はたして市立図書館がどれだけ役割を果たせるのかと思ったのですが、基本的にとりまとめを図書館が行うというもので、図書館が作る計画というよりも、松江市、松江市教育委員会が立てる計画ということで、色々な立場から委員が出てきている、この協議会に諮問されるものだとして理解している。委員の皆さま、それぞれ専門の立場で、ここまでの説明を受けて、皆様からご意見等をお願いします。

佐藤委員：14ページ。学校司書はH21年から全学校に配置されている。松江市は県内でもトップランナーとして、県内でもかなり早い段階から取り組んでおり、長い期間勤めている方もいらっしゃる。学校司書の配置に関しては、当初は県が1/2ないし1/3、市町村が残りのお金を負担する形であったが、現状では、国の地方財政措置によって、ざっくり大きな財布として松江市に降りている。それは松江市の判断で、道路、建物、司書、本、何に使っても良いというお金になっている。このお金を、この会議としてはぜひ、国が算定したお金分だけ、1/3が図書館司書、本、新聞など、そういったことに使っていただけるように、働きかけていただきたいと思います。私はこの会議に出る前に、一番、学校司書に相談し、一番言ってきて欲しいと言われていましたので、私も言わなければいけない。これは学校教育課がメインの話かもしれませんが、本日はおられません。学校教育課の面接で、時数が減るかもしれないといわれたと聞いた。会計年度任用職員で、単年度契約で勤めている司書等の方々が、ボーナスなどの手当てが出るようになったのは良いが、総額としてお金が足りなくなったので、時間数を減らさなければならぬかもしれないと聞いた。これは学校教育課の

問題ではなく、財政課がお金をつけてくれない、ということです。子ども読書活動の推進を、松江市としてこれが本当に大切だと思っているのであれば、学校教育課、生涯学習課、市立図書館を、我々が後押しをして、この予算を確実につける、決して後退しないということが大切だと思っています。今、松江市の不読率が、小・中・高どれを比べても全国値に比べてずいぶん低いのは、学校司書を配置したり、市立図書館が本の配送システムを作ってくれたり、いろいろな取り組みをしていただいた成果だと思っている。これを決して後退させないように、財政措置を求めてほしい。

色々と専門的な話をして申し訳ありませんが、学校司書の配置を後退させてはならないということが一番大事なことだということを申し上げたいと思います。

言うだけ言って失礼する形で申し訳ないですが、これで失礼させていただきます。

内田委員長：ありがとうございました。学校図書館、学校司書に対する制度や予算に関して、大変大事な視点だと思うが、財政的な面は計画にはないので、この計画についての書き方や表現などもご意見あればまた出していただきたい。他の方はご意見ありますか。

(佐藤委員退出)

青山委員：佐藤委員の話に関連したことですが、学校司書については時間削減だけではなく、人員削減もあると話を聞いております。「第6次学校図書館整備等五か年計画」というのがありまして、委員の皆様にも目を通していただければと思いますが、いろいろなデータから、学校司書の必要性が強く認識されると書かれています。第3次の計画の中の、「学校図書館の推進」にあたっては、現状、学校では読書については学校司書が中心的な役割を担っている。司書教諭がいるが、とても忙しいので、実質的に学校司書がいろいろなことを担っている。会計年度任用職員としての募集資格は、「高校卒業以上」としかなく、任用要件に「司書」「司書教諭」などが求められていない。しかし、実際に働くと、司書に関する知識や教育に関する知識が絶対に必要です。私は現職についてから、司書資格と司書教諭の資格、教育に関する勉強を取った。第2次計画には「学校図書館の機能強化」の部分がかかなり大きく書かれていたが、第3次計画案にはその点が少ない気がするので、第2次計画のように継続して表現を書き加えていただきたい。

内田委員長：おっしゃる通りだと思います。結局は人なんですよね。いい人を子供に近いところに置くということが大切だと思います。第2次計画よりもその辺りが後退しているのであれば、ぜひ書き加えていただきたいと思います。他の方はいかがでしょうか。

木内委員：島根県立大学では2年ほど前から学校司書資格者の養成をしている。卒業まではまだ2年くらいあるが、これを始めたきっかけとしては島根県と松江市の先進的な取組があって、それを支援したいという思いもあって本大学で始めた経緯がある。今計画には予算措置は明記されていないが、財政的な面を明確に訴えることは重要なことだと思う。計画自体も一部の人だけで共有するものではなく、多くの市民が理解をして、なぜこのような計画が必要で、我々がどのように協力すればよいか、ということも周知する必要があると思います。

もう1点、15ページの③、中高生に対していかにアプローチするかについて、小林館長からお話をいただいて、当研究室で研究を進めている最中でございます。研究室では、第2次計画と図書館要覧を材料にして、いくつか論点が出てきましたので紹介します。ひとつは、児童向けに対しては読み聞かせやストーリーテリングなど、ある程度決まった手法があるのに対して、中高生に対してのアプローチの仕方がほとんど開発されていない。たぶん、やり方はひとつではないだろうということで、大人のかかわり方を開発、企画していくかということではないかと思います。もう一つは、YAの配置位置と量と質に関して、検討が必要ではないかとの論点が出てきています。当研究室では、松江以外の様々な取り組みなども調べていって、何かしら提案できたらよいと思っています。少し先になるかと思いますが、この部分に関してはまさに「検討します」となっているので、今後、色々なことから何かを提案できればと思っています。中高生、大学生が、読書に関する関わり方や読んでいる物が多様化しているので、大人が読ませたい本というよりも、逆に、いかに中高生が読みたい本というのを把握していかないと、おそらく難しいというようなことを考えております。

内田委員長：第4の周知について貴重なご意見をいただきました。具体的にどのようなことをするのが効果的だと思いますか。

木内委員：この計画については、この後はどのように議論されるのですか。

小林館長：この協議会の意見をお聞きして、パブリックコメントで市民の意見を募集します。その後、教育委員会会議に報告として上げますので、ここで意見を出し切って

いただけたらと思います。

木内委員：市民に知っていただいて議論する、意見交換の場もよいと思う。そうすると、全体的に話が伝わっていくと思います。市民の理解醸成ということになると思います。たまたま、先日、知り合いの保護者に聞いてみたところ、計画については全く知られていないこともわかりましたので。

内田委員長：こういう計画は作るときは騒ぐが、その後が。予算のためにつくっているようなもの。本当はそうでなくて。説明会などもあっても良いかもしれない。

小林館長：市民全体に対する啓発はとても大切だと考えているところ。今はいろいろな手段があるので、それについてはしっかり行っていきたいと考えております。

中澤委員：私は乳幼児健診のボランティアをしています。ブックスタート事業で、司書がその時々にお母さんや赤ちゃんの様子や顔を見て話して、対象者にあった本を直接手渡すことで、とても喜ばれている。ただ、「そこに置いてありますからご自由に選んでお持ち帰りください」とプレゼントをするのではなく、コミュニケーションをしながら手渡すということの大切さをすごく感じます。年代を追うにつれ、小さい子は家族と一緒に図書館に来て本を触って選ぶ、親が勧める、という読書体験は高いのですけれども、中高生では自分たちで行動するようになる。スマホなど、読書から離れてしまう期間があるが、長期休みなどは時間ができます。部活も休みになる。市立図書館がきれいになった、ということで、学習室を目的に来る子も増えたと思います。来た子たちを読書につなげるには司書の力が必要不可欠です。アンケートの中にも、何がおもしろいかわからない、どんな本を読んでいいかわからない、という意見があった。タイパとかコスパをすごく大切にしている世代です。口コミをちゃんと見てポイントが高い、信頼できる人が良い口コミをしているものを選ぶ、ランキングを見て買う、というようなことが多いので、「図書館に行ってみよう」と足を伸ばしやすくなるような、例えば、その年代におすすめの本の紹介、不朽の名作の紹介はもちろん、ランキング、誰々からのおすすめ、など、わかりやすいきっかけづくりが良いのではないかと思います。

また、子ども落語会を新しくされるそうだが、私の娘が中学校の図書委員をしております、朗読劇を開催しました。最初は来場者数が少なかったのですが、繰り返すことで良さが伝わったということがあった。演じる喜び、名作に触れる喜びもあり、それによって保護者やお友達にも伝わると思うので、そういったことも考えてはどうかなと思います。

小林館長：ランキングなど、そのようなことが子どもを読書に結び付けるポイントなのかと、発見でした。こども落語会については、できれば春のこども読書週間でやってみようと思っています。演じる子はとても積極的にやってみたいと言ってくれているので、またご案内するのでお越しくください。計画には細かい手法までは書けないのですが、実際の取り組みには、司書と話をしてやっていきたいと思っているので、ぜひ細かいことでも言っていたいただければ参考にさせていただきたいと思います。

内田委員長：2次計画と違い、バリアフリーの点が書かれています。その点も含めていかがでしょうか。

金築委員：直接計画の文面には関係しないかもしれないが、普段、私は公立保育園の保育士をしております。その中で、幼稚園・保育所と図書館の連携の難しさを感じます。学校と違い司書がないので、読書だけでなく保育士がすべてを担っています。そういった面で、すべての保育士が窓口となれるような取り組みが必要かなと思います。市立図書館と連携するにあたって、各園に担当者・窓口となれるような人が一人でもいるとすべての園と連携しやすかったり、園の状況がわかりやすくなるのでは、と思いました。

また、13ページ①の研修については、図書館の研修を受けたがる保育士はたくさんいます。そういう機会をぜひ活用して、図書館の楽しさとか利用法を保育士に下ろしていけたら良いかなと思っています。そういった面では、今まではコロナ禍でオンラインは仕方なかったが、かなり落ち着いてきたので、オンラインでは伝えきれないような図書館の居心地のよさ、紙のにおい、雰囲気、自分で本を選ぶことの喜びなど、文面やオンラインで学ぶだけでなく、リアルな雰囲気を感じ、保育士自身が「図書館ってすごくいいな」と実感して、それをその感動と一緒に子供たちにおろしていけると、子どもたちは好きな人に教えてもらえるとすごく好きになるので、そういった感動も伝えられるような研修をしてはどうか。

選書については、名作といわれる古典的なものだけでなく、今の子供たちが何を求めているかという面ですごく時代で変わるので、もしかするとその面に関しては現場の保育士の方がよくわかっているかもしれないと思ったので、保育士自身が色々な本に出会う機会を、図書館から与えていただけると。現場では平成生まれの保育士も多く、便利な時代に生まれていて、図書館に足を運ばなくても、指先一つで本を買ってしまったりとか、そういう中で育っている、図書館になじみのない保育士も多いかもしれない。保育士自身が図書館の利用

方法をよく知らないかもしれない。わかっている保育士もいるが、司書から、本の選び方、場所など、改めて研修をしてもらおうと、選書の幅が広がったり、子どもに図書館について話す時にも幅が広がると思います。

「環境整備」については、園では通常の絵本を買う予算はついているのである程度買うことができるが、大型絵本は買うことが難しいです。図書館で借りようとしても、イベントや行事日程が重なることも多いので、市立図書館で借りようと思っても「貸出中」のことが多い。できれば各園で揃えられないような大型絵本の複本を増やしてもらえれば、子どもの楽しみにつながるかなと思いました。

小林館長：研修については、保育士が忙しいのでオンラインの方が参加しやすいと思っていたが、リアルな研修も良いと聞いて良かった。先日、中央図書館で、児童クラブの職員に向けて研修を行い、館内の案内も行った。ぜひ保育士にも来ていただきたいのですが、実際に来ていただけるものでしょうか？

金築委員：「研修」としてもらえば園から決められているものですので、逆に現場から出やすいと思います。

小林館長：子育て部門とも、そういった声があったということ共有して、計画していきたいと思います。ありがとうございます。

陰山委員：私自身は図書館に直接関わる学部ではないので、所感になってしまうのですが、14ページの「高校生に・・・」というところで、具体的にどのような電子書籍を入れられるのが気になっています。高校生はタブレットを持ち帰りもできる。家に持ち帰って本を読めるのは良いことだと思うので、もちろんこの事業が始まるのは良いと思います。また、「総合的な授業」でよく地域学習というテーマであることが多いので、地域に関するような資料もあると、情報共有もしやすく、電子機器に慣れている子どもたちにとっても、良い取り組みになるのではないかと思います。

計画とは関係がないことですが、図書館コンシェルジュをしている中で感じることとして、島根大学の図書館は小説などありませんが、大学生の中でも小説を読みたい方は一定数いるので、移動図書館の島根大学への巡回や配本は、大学図書館には揃えていない本が借りられる貴重な機会なので引き続き継続してほしいと思います。

内田委員長：他の方はいかがでしょうか。

内藤委員：まとまらないところがあるのですが、社会全体に関係していることとは思うのですが、子供に対してこうしてやろう、環境をこういう風に整えてやろう、という働きかけはしているけれども、子供が積極的に自分で探して「これがほしい」というところまで至らない。

マンガを読む、というアンケート結果があるのですが、本屋で子供を見ることがほとんどないです。本が作者から子どもに達するまで、情報の提供の仕方が何か欠けているのではないか。子どもが積極的に、本屋に行きたい、図書館に行きたい、インターネットで検索したい、そこがなんとなく落ちていて、私もはそういう意欲に繋げなければいけないのかなと思っていますところ。良い案は無いのですが、子どもから本に近づこうとする仕掛けができれば。本を提供するとか、聞かせるというのは非常に大切なんです、それはあくまで小さいころのことなんです。特に高校生になると、積極的に本に近づくような何かアイデアが必要だと思っています。良い案が無いまま話しているのですが。

本屋が何か策を打って欲しくないかと思うところもあります。特定の本屋を応援するわけにはいきませんが。

たとえば親が小さい子どもを本屋に連れていっても、子供はついていっているだけなんです。せっかく本屋に行っているなら、自分で本を持ってみるような、自分から探していくような姿が生まれるとよい。

本屋自体が少なくなっていることもあるかもしれないが、無くなるのであれば、本屋がもっと積極的に発信をして、情報を提供せよと思うのです。本屋と一緒にあって、子どもに何かできれば良いかもしれないです。

内田委員長：本屋は町からなくなる傾向にある。我々が本屋に何か働きかける、というのは難しいかもしれない。ちなみに、島根県には島根県読書推進協議会があり、本屋も入っている組織である。今も機能しているかはわからないが。

池田委員：計画案の数字について質問します。18ページの目標値なのですが、市立図書館のR4年度実績に対してR10年度の目標がかなり高いのではないのでしょうか。25ページについても、家庭については子ども家庭支援課が主になって行うと思いますが、この目標についても高い気がします。一方で第2次計画27ページにも同じような数字が上がっておりますが、令和10年度の目標値についてもう少し説明をお願いします。

小林館長：令和4年度は中央図書館改修工事中に休館したり、代替サービスをしていた関係で実績値が少なく出ている。比べる値としては適切ではないかもしれないです

が、最新の数値として上げている。説明が不足しており失礼しましたが、R10年度の目標値については、R元年度の実績に近いので見込みのある数字です。家庭や地域については所管課がきちんとした見込み、根拠をもって立てた目標ですので、現実味が無い数字ではないと思っています。

池田委員：それであれば表の備考欄にでも注釈を入れた方が良いと思います。

内田委員長：比較値としての実績値はR4年度以前の数値でもよいかもしれないが。

小林館長：備考として説明を加えます。

青山委員：14ページ、「その他の取り組み」について2点。一番上の「拡充」とありますが、ブックトーク出前を考えていらっしゃるようですが、今年度、栄養教諭と（図書）委員会でコラボして、委員会の子がおはなし給食の本を読みきかせして、栄養教諭と一緒に、次年度に使ってほしい本を募集したりしました。その時に、お話給食の本の選書について、どのように選書されているのだろう、という疑問が出ていた。「もしできたら、自分たちの意見も聞いてもらえると良いな。」という意見が出ました。今後、子供たちの意見も反映できるでしょうか。

小林館長：選書については市立図書館の司書が行っており、学校給食課と調整しています。いただいた意見を司書に伝えて相談したいと思います。

青山委員：もう1点。15ページ「環境整備」。学校図書館と市立図書館との連携の点。たとえば、学校がいろいろな本を学習用に提供するのですが、本校で言えば去年の年末に人権に関する本の読み聞かせを教員が行いました。一つのクラスで3回、読み聞かせをするのですが、その時に本を提供するにあたって、こちらで本を集めて120冊くらいのリストを作りましたが、例えば市立図書館でそのようなリストを作ってもらったり、学習支援でそのようなことが可能でしょうか。

小林館長：即答できないので、確認します。

寺井委員：読書環境は、自分たちの小さいころに比べると、公共・学校を含め今はすごく立派になったと思います。その頃は司書配置もなかったと思います。今は小・中学校ともにとっても良い環境だと思っています。司書は工夫していてとても読書環境が充実していると感じます。

幼稚園の実態としては、職員の人数が少なく、預かり保育をしている関係もあって、研修に出かけにくい事情があります。可能であれば、出前講座や出張研修をしてもらえるとありがたいと思います。担任は自分で選書して、子どもたちに読みきかせをしていますし、お話出前事業については、職員も園児もとても喜んでいるので、そうした専門研修を受けられる機会が増えると、子どもたちにも良い影響が与えられるのではないかと考えています。

昨年3月に小林館長が「中央図書館がリニューアルオープンするにあたって、赤ちゃんから高齢者までライフステージにあった読書環境を提供します。ライブラリー。」と言われたのを覚えている。今回の計画の中にも、読書の機運を盛り上げるためにも、そういった言葉を入れて周知してもらえば、きれいになった市立図書館に行ってみたいと思う人も多くなるのではと思います。

内田委員長：研修については、オンライン研修であってもよいと思う気がしますね。出にくい場合もあることがわかったので、うまく両輪でやっていくような形が良いですね。

金築委員：規模の大小など園によって状況はかなり違うので、いろいろな園があるという実態に合わせて、いろいろな形で研修をしていただけたらと思います。

内田委員長：時間が迫ってきましたが、他によろしいでしょうか。

小林館長：多様な子供たちに対して、というところも今回の計画から含まれている。読書バリアフリーについては手探りでやっているところです。読書バリアフリー法ができてまだ数年ですが、学校の状況はどうでしょうか。

青山：多少は、という感じですね。わいわい文庫といって、マルチメディアデジを少しずつ揃えています。

小林館長：数年前からライトハウスライブラリーと連携し始めているところですので、ぜひ少しお話をいただきたいと思います。

ライトハウス田中副施設長：当法人は、社会福祉法人ですので、特別養護老人ホーム等と同じように、一施設として、視覚障がい者情報提供施設ライトハウスライブラリーがあるということです。視覚障がい者の支援で、点字図書・録音図書の制作と貸出を行っています。読書バリアフリーに関することとなると、録音図書（デジ図書）の貸出ということになると思います。

現状、令和元年に施行され、私たちの施設で言うと視覚障害者「等」がサポート対象に加わりまして、肢体不自由の方で本のページがめくれない方、「不読症（ディスレクシア）」のお子さん方に対してもサポートを取り組み始めたところですが、実際はまだ2人。県立大学の内山先生からご紹介いただいた小学生。

読書バリアフリー法ができた時に特別支援学校へ出向いて、当施設でできる支援を説明しましたが、知的障害や脳のダメージを受けた生徒さんたちに対しては音だけの読書が難しいということがわかりました。私たちが必要なのは、どこにそういうことを求めている人がいるのか、いわゆるニーズの発掘というところが、非常に苦慮している所です。そういった面で、今回の会議に呼んでもらってありがたかったですし、学校司書さんとも連携がとれて、ライトハウスライブラリーの事業を知っていただいて、今後、読み書きに関してハンディキャップをかかえているお子さんに対して、ライトハウスライブラリーの支援について紹介してもらうことにもつながればと思います。その入口はライトハウスライブラリーでも良いですし、松江市立図書館でも良いと思います。

ライトハウスライブラリーは視覚障がい者がいくところ、というイメージが強いので、視覚障がいの受容ができていないと相談に行く気持ちになれない。ましてお子さん自身の受容もですが、親御さんも「まだうちの子は見えるはずだ。」と思っておられれば、相談に繋がらないことも多いです。目の病気も、読書が苦手だ、ということも。最初の入口が、学校司書や公共図書館を通じてネットワークが広がれば、ハンディキャップを抱えるお子さんの読書支援につながるのではないかと考えています。

ある60代くらい利用者と読書バリアフリー法のことを話す中で、「自分たちのころは、図書館なんて目が悪い者が行くところではなかった。けども、世代が変わって、子供、孫世代になった時には、目が悪くても図書館に行ける、そういうふうな時代になると良いよね。そのために今、自分たちができることを取り組んでいかないといけないよね。」という言葉をおっしゃいました。「読書バリアフリー」は時間がかかることだとは思いますが、少しずつ良くなっていくといいなと思います。

内田委員長：皆様方、頭に入れておいていただき、また戻られたら他の方々にもお伝えいただければと思います。

それでは、今日、この場で出せなかった意見がある方は、意見を書いて提出する用紙も配られているので、事務局へ提出してほしい。×切は2月15日とありますが、13日ぐらいまでにぜひ、お寄せいただきたいと思います。この意見については、委員長と事務局にお任せいただいて、追加するなり修正するなり、計画に反映させていきたいと思っています。

それでは司会を事務局にお返しします。

4. その他

次回の日程について

事務局（吉野）：第2回の協議会については3月下旬に開催したいと考えております。内田委員長ありがとうございました。

それでは、次第4 その他（1）「令和5年度第2回図書館協議会日程について」ですが、第2回協議会を3月下旬に開催したいと考えております。お手元に「開催日時調整表」を置かせていただいていますので、ご記入いただき、お帰りの際ご提出ください。事務局としては、3月25日（月）の10:00～を第1候補、同じ日の13:30～を第2候補と考えております。委員の皆様のご都合次第では日程調整表の中の別の日に開催させてもらうかもしれません。開催日時が決まり次第ご連絡させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

小林館長：本日は、たくさんのご意見を頂戴しありがとうございました。いただいたご意見をもとに、計画案作成作業を進めさせていただきます。いただいたご意見を踏まえて修正し、内田委員長と相談しながら、パブリックコメントに出す案を作成したいと思います。パブリックコメントへの回答につきましては、事務局に一任していただきたいと思います。その後、計画の最終案を、第2回の協議会において承認いただき、確定していただきたいと思っております。本日はありがとうございました。